



WWF for a living planet®

WWF ジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014
東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号
芝公園阪神ビル 6F

Tel: 03-3769-1711
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

2018年1月10日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

(公財)世界自然保護基金ジャパン
会長 徳川 恒孝

象牙違法輸出の緊急阻止および国内市場の健全化に関する要望書

WWF ジャパンの野生生物取引監視部門であるトラフィックは、先ごろ調査報告書を発表しました。これによると、2011年以降、2.4 トンを超える象牙が、犯罪組織等の手により日本から違法に輸出され、そのほとんどが中国で押収されています。また、オンライン市場を含む国内の様々な市場で、密輸出につながる外国人客への象牙製品の販売が横行しており、肝心の国内取引規制と法執行が十分に機能していない実態が明らかになりました。今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けた外国人旅行者の更なる増加に伴い、違法輸出の一層の深刻化が懸念されます。

年間2万頭以上のアフリカゾウが犠牲になる密猟に歯止めをかけるため、2016年に開催された第17回ワシントン条約締約国会議では、「密猟」もしくは「違法取引」に寄与する国内市場に対し、緊急な措置をもって閉鎖を求める勧告が決議されました。日本政府は、これに対し「採択された決議が、厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないことは評価できるもの」と表明していますが、トラフィックの調査結果は、日本の国内市場が、国際的な「違法取引」の一端を担い、決議の勧告する「市場閉鎖」の対象であることに疑いの余地はないと示しています。

日本市場のこうしたありさまは、象牙の違法取引撲滅に取り組む国際社会の努力、とりわけ、最大の需要を抱える中国の市場閉鎖の取り組みを大きく阻害するものであり、アフリカゾウの密猟にも影響を与えるものです。過去に2度、ワシントン条約のもと、「ワンオフ・セール（一回限りの取引）」として象牙の合法取引の利益を享受した日本にとって、あってはならないことです。

2017年には、貴省のご尽力により、種の保存法の改正の一環として国内の象牙を扱う事業者規制の一部が強化されました。しかしながら、改正で改善の見込まれる範囲は限定的で、上記の喫緊の課題の解決につながるものではありません。

以上から、WWF ジャパンは、日本政府が、ワシントン条約の締約国としての責務を果たすべく、以下の2つの対策を早急を実施することを求めます。

- I. 緊急な措置をもって象牙の違法輸出を阻止すること
- II. 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引を停止すること

ワシントン条約管理当局であり、国内の象牙取引管理を所管する貴省におかれましては、下記の具体的措置が速やかに検討され、実行に移されることを要望いたします。

記

WWF ジャパンは、経済産業省に、以下の取り組みを求めます。

I. 緊急に違法輸出を阻止し、国内の違法取引・無規制な取引を撲滅するために

1. 警察と連携し、インターネットオークションや骨董市場をはじめ、未届業者による違法な営業および取引が発生する可能性の高い場所を対象に、全国で一斉取り締まりを実施し、違反者を厳格に処罰すること
2. 国内象牙取り扱い事業者による外国人客への販売を抑制するために、自治体や業界団体ほか関連機関とともに事業者の監視を強化すること
3. 環境省とともに、インターネット上でのすべての象牙取引を禁止する措置を導入すること
4. 環境省とともに、旅行業界、小売業界等との協力のもと、外国人客による象牙の違法輸出防止に有効な注意喚起等を実施すること

II. 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引を停止するために

5. 日本政府として、国内取引停止に必要なあらゆる法律、規制および法執行手段とともに、決議で明記される「密猟や違法取引に寄与しない狭い例外」の検討を開始できるよう、環境省とリーダーシップをとること
 - (ア) 野生生物の違法取引を撲滅するためのハイレベル政策を策定し、関係省庁・機関における本課題の優先度の引き上げと連携を促進すること
 - (イ) 現在すでに違法輸出に寄与している取引形態で厳格な管理が困難とされるものについては、直ちにそれを停止すること
 - (ウ) 「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」などを通して、国内の様々なステークホルダーを交え、文化的価値や代替材の有無などの観点から、日本における「狭い例外」を検討する協議を開始すること
 - (エ) いかなる狭い例外も密猟や違法取引に寄与してはならないことから、これらの取引に対する包括的かつ執行力のある規制措置を導入すること
 - (オ) 狭い例外を除く国内取引の停止に必要な規制措置は、2019年のワシントン条約第18回締約国会議までに計画が策定され、その実施については2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでを目標とすること
6. 上記の措置が実行されるまでの間、違法取引や無規制な取引を排除するため、2018年の改正種の保存法の施行にあたり、以下を実施すること
 - (ア) 既存の届出事業者が登録制度に移行されるにあたり、厳格な審査を実施し、過去の取引記録に疑義のある事業者の登録を不可とすること
 - (イ) これまでに、未登録の全形象牙の取引もしくは、届出事業者の遵守義務違反の疑いを持たれた事業者については、その取引記録を精査し、違法輸出または違法輸入とのつながりに関する疑いがないことを確認すること

以上

本件に関する連絡先: WWF ジャパン トラフィック 北出智美 Tel: 03-3769-1716